

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月13日

奈良県知事 殿

奈良県橿原市久米町652-2  
橿原商工会議所  
会頭 佐藤 進

橿原市八木町1-1-18  
橿原市長 亀田 忠彦

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う  
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律  
第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：山本 尚

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

※ 本計画において、橿原市は「市」、橿原商工会議所は「会議所」と記す。

## I 現状

### (1) 地域の災害リスク

#### 【橿原市地域の概況】

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km の広がりがあり、東は桜井市、西は大和高田市、南は高取町・明日香村、北は田原本町と接している。

面積は 39.56 km<sup>2</sup>で、全体的に起伏が少なく、市の中央部に飛鳥川、西には曾我川が流れている。

また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（畝傍山：標高 199.2m、耳成山：139.7m、香久山：152.4m）や藤原宮跡等の歴史的文化遺産が点在している。

鉄道網では JR と近鉄が縦横に走り、あわせて 13 の駅があり、国道 24 号・165 号・169 号や橿原バイパスなど道路網も発達している。



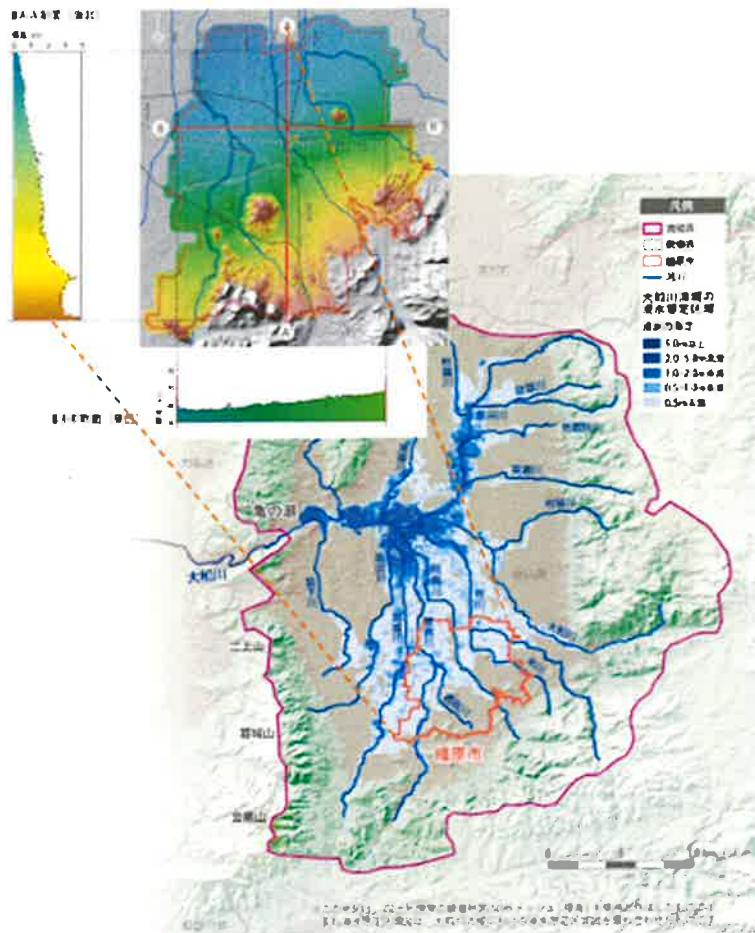
橿原市の位置 <橿原市地域防災計画より引用>

## ●自然特性

地形は、南東から北西に緩やかに傾斜しており、大和三山を除く市域の大半が奈良盆地を構成する扇状地や低地に区分され、主要な河川は、いずれも大和川水系に属している。

地質は、市域の大半を占める扇状地や低地部は、礫・砂・泥で構成されますが、山地・丘陵地部には、深成岩類、火山性岩類等がみられる。

気象は、気候区分では瀬戸内気候区に属すため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的温暖で晴れの日が多いことが特徴である。



橿原市の地形 <橿原市地域防災計画より引用>

### ●社会特性

橿原市の人口及び世帯数は、120,922人、51,330世帯、一世帯当たり人口は2.4人、人口密度は3,057人/km<sup>2</sup>。また、夫婦とも65歳以上の高齢者夫婦世帯は7,150世帯、高齢者単身世帯は6,097世帯である。（令和2年国勢調査）

なお、昼間人口は113,394人（令和2年国勢調査）であり、昼夜間人口比率は約93.8%である。

土地は、大半が宅地、田・畠として利用されており、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法及び奈良県風致地区条例等により、利用規制が行われている。

## ●災害特性

奈良盆地を取り囲む山地には活断層の存在が確認されており、近傍の活断層を震源とする大地震が発生した場合には、大きな被害を受ける可能性がある。

さらに、南海トラフで大規模な海溝型地震が発生した場合は、市域を含め西日本が広域的に被害を受ける可能性がある。

また、奈良盆地は、放射状に広がるすべての河川が大和川に集まるため、水がつまりやすく、洪水が起こりやすい地形です。水が抜ける唯一の場所である亀の瀬は狭く、地すべり多発地帯であるため、地すべりが発生すると大和川がせき止められ、奈良盆地全体がダムのようになってしまう。

橿原市は、奈良盆地の南端に位置し、高低差が少ない低地が占める割合が高く、夏季には、集中豪雨等に伴い、洪水が起こる可能性があります。また、山麓地の一部では土砂災害（土石流、山腹崩壊）等が起こる可能性がある。

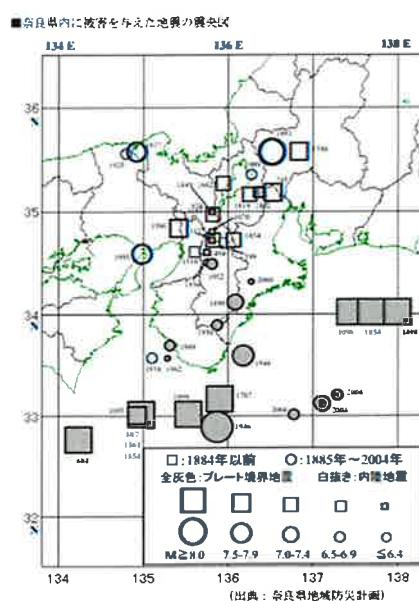
なお、近年では、集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、排水能力を超えた内水氾濫による浸水被害の発生が懸念されます。そのほか、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災等の災害リスクがある。

なお、橿原市は、国の原子力災害対策指針が示す原子力災害対策重点区域（原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域」）には位置していない。

また、海岸に面していないため、高潮、津波等の影響を受けることはなく、最も近距離にある活火山（長野県と岐阜県の県境にある御嶽山）からは200km以上離れているため、直接的な噴火の影響を受けることはない。

## ●災害履歴

過去に奈良県及びその周辺に被害を及ぼした地震は、概ね下図のとおりであり、橿原市近傍が震源地となっている地震も複数ある。



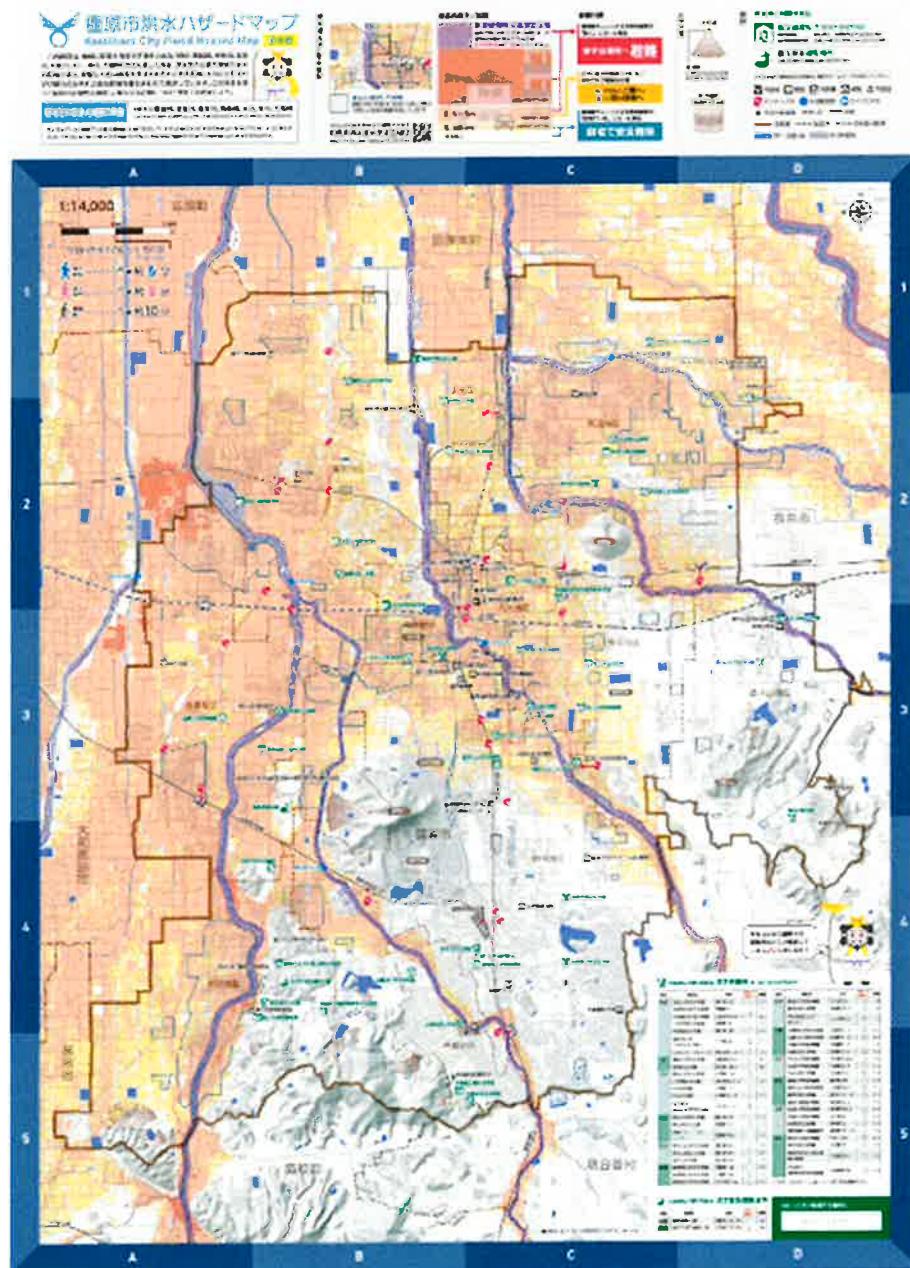
<橿原市地域防災計画より引用>

### (洪水 : ハザードマップ)

橿原市地域に、7河川（葛城川、曾我川、高取川、飛鳥川、米川、寺川、大和川）があります。これらの河川が氾濫した場合、想定される最大規模の浸水の区域と深さ、家屋に大きな被害を及ぼすおそれのある区域、さらに土石流やがけ崩れのある区域を重ね表示している「橿原市洪水ハザードマップ」がある。

浸水想定区域をみると、曾我川沿いの一部の地域では、2メートルを超える浸水が想定されるほか、河川沿いの地域を中心に1～2メートルの浸水が想定されている。

また、集中豪雨の際、小河川、道路側溝、水路、下水道から排水能力を超えた雨水が溢れ出すことによる浸水被害（内水氾濫）も想定しておく必要がある。

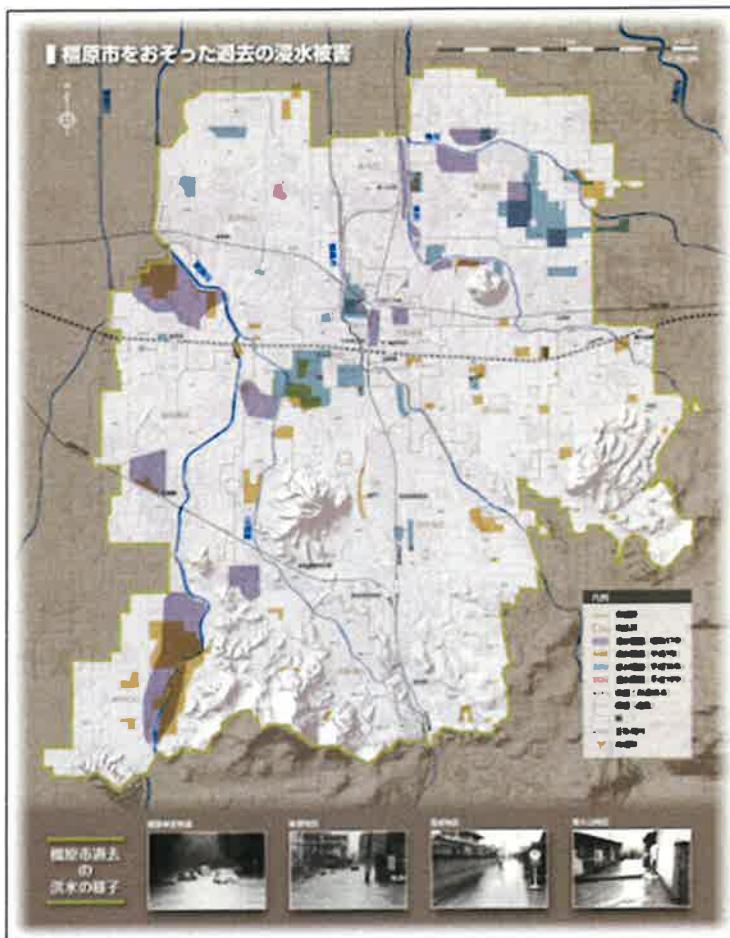


<橿原市洪水ハザードマップ引用>

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1026/gyomu/2/4/1/2440.html>

・近年、樺原市をおそった浸水被害

災害年月日	降り始めから総雨量	最大1時間雨量	雨の降り方
昭和57年7月31日～8月3日	349mm	29mm	長雨型（4日間で350mm）
平成7年7月3日～7月6日	199mm	27mm	長雨型（3日間で200mm）
平成10年8月27日	119mm	66mm	ゲリラ豪雨型（1時間に50mm以上）
平成19年7月16日～7月17日	90mm	33mm	



<樺原市地域防災計画より引用>

(土砂災害：ハザードマップ)

市内には、土石流に関する被害の恐れのある「土砂災害警戒区域」として17カ所が指定されており、その中でも特に大きな土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害特別警戒区域」が4カ所指定されている。

※樺原市洪水ハザードマップにおいても、土砂災害警戒区域（土石流のおそれのある区域）を確認できる。

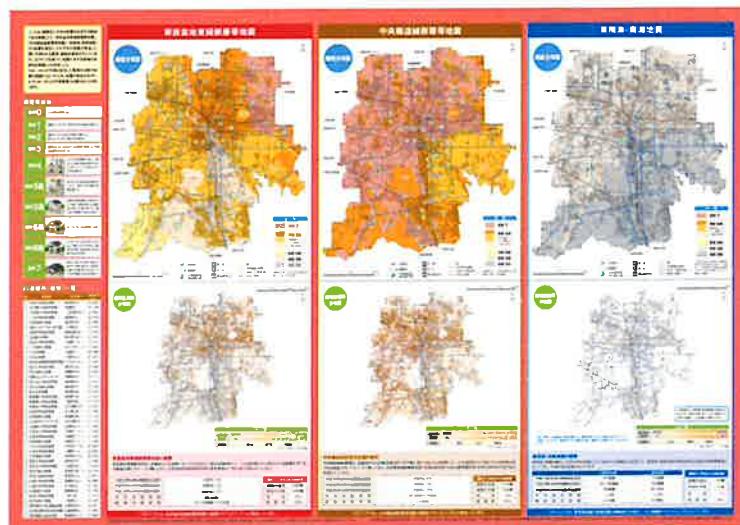
## (暴風災害)

平成30年の大阪府、令和元年の千葉県の例に見られるように、近年、建物の損壊や停電など、台風に伴う暴風被害が続発している。奈良県においても、平成10年の台風第7号により、県内の建物被害は、全壊52棟、一部損壊9,979棟に及ぶなど広範囲に甚大な被害が発生した。台風の強さや進路によっては、市域でも暴風による被害発生が想定される。

## (地震：ハザードマップ)

橿原市に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として「奈良盆地東縁断層帯地震」「中央構造線断層帯地震」「東南海・南海地震」の3地震を想定している。

それぞれの地震が発生した際に予測される震度、建物倒壊率を示している「橿原市地震ハザードマップ」より、地震に対する地域の危険性を理解できる。



<橿原市地震ハザードマップ引用>

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1010/gyomu/2/1/1/572.html>

### ・橿原市をおそう地震 【地震の被害イメージ】

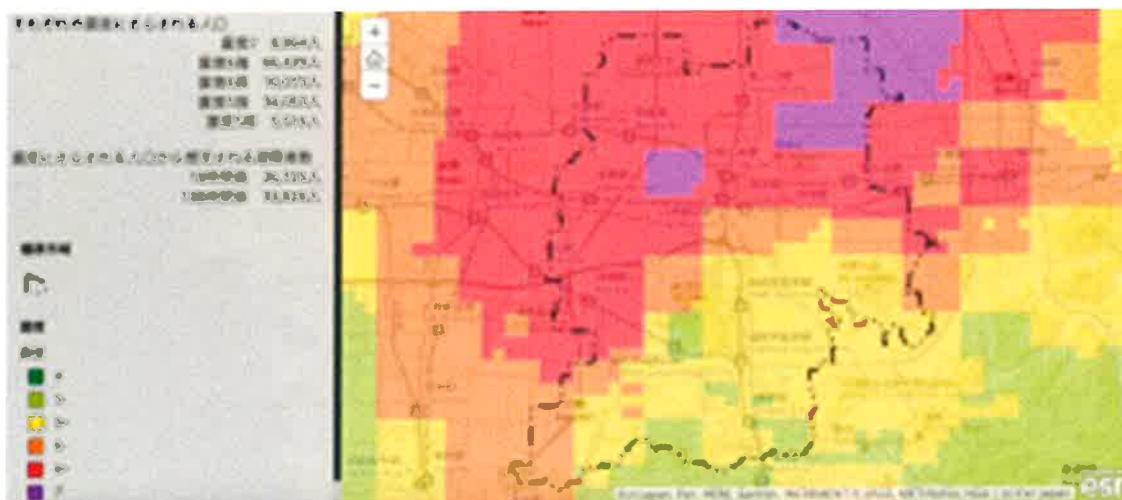
橿原市は、プレートの境界で発生する地震とプレート内部で発生する地震の両方の影響を受けるおそれがある。

## プレートの内部で発生する地震※橿原市に最も影響がある地震

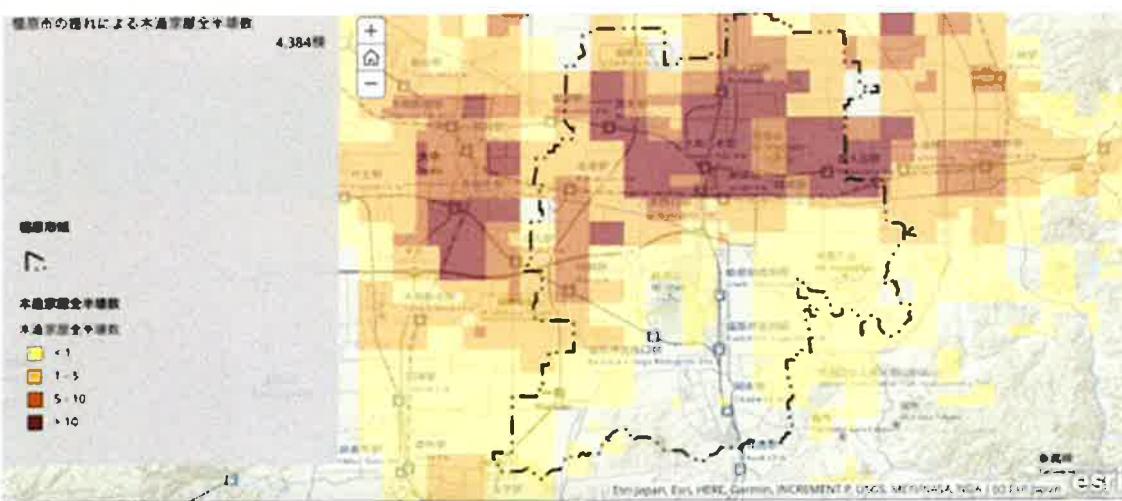
プレートの内部で発生する地震（内陸型地震）のなかで、橿原市に最も大きな影響を及ぼすのは、奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震と見込まれている。

奈良盆地東縁断層帯は、京都府城陽市から桜井市まで、南北に延びる長さ約 35 km の活断層帯で、ここを震源とする地震はマグニチュード 7.4 程度になると推定される。

この地震により、市の北部、北西部での震度は 6 強以上となり、北東部と八木駅西部においては震度 7 となる見込みである。大きな被害が発生するといわれる震度 6 強以上の地域には市の人口の 60% が居住しており、主要な施設及び交通インフラが集中している。



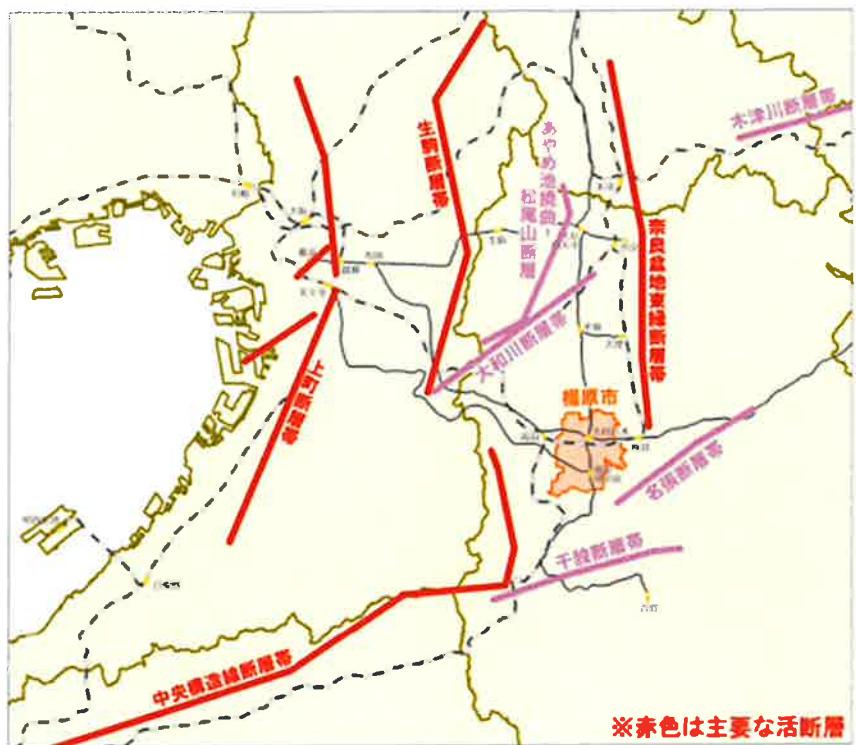
地震による家屋の倒壊は、震度 6 強以上の地域で多く発生する。特に被害が大きいと見込まれる地域は、香久山駅、耳成駅、大和八木駅、畝傍駅、新ノ口駅、真昔駅、雲梯町周辺で、これらの地域を中心として 4,400 棟近くが全壊・半壊の大きな被害を受け、3 万棟を超える建物に何らかの被害が及ぶ可能性がある。また、家屋の崩壊による死者は、市北部において約 800 名となる見込みである。



## ※橿原市周辺の活断層

橿原市の周辺には、図のような活断層の存在が確認されている。これらの活断層で地震が発生すると、地震の近い地域では非常に大きな揺れに襲われる。特に、図の赤色で示した主要な活断層は、活動度が高く、地震を発生させる危険性が高い活断層である。

これら以外の活断層も地震を発生させることもある。

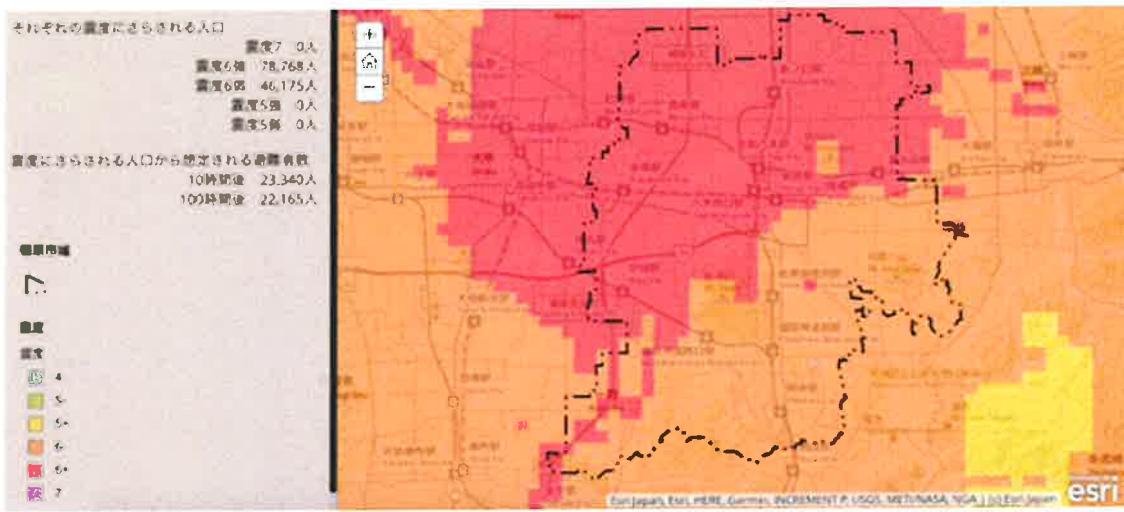


### プレートの境界で発生する地震

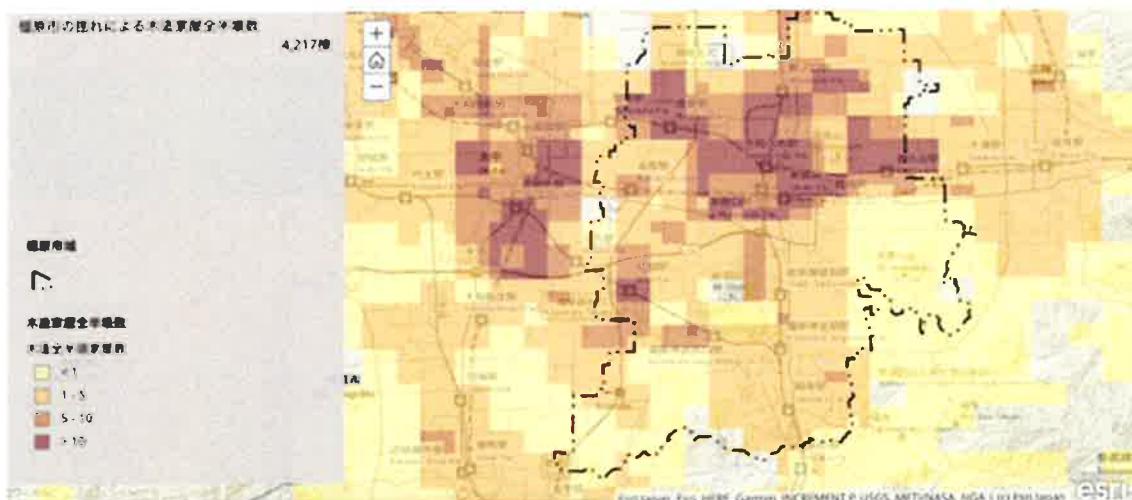
太平洋の沖にあるプレートの境界では、東海地震や東南海地震、南海地震が繰り返して発生してきました。これらのうち、橿原市に大きな影響を及ぼすおそれがある地震は東南海地震と南海地震で、この2つの地震が同時に発生する可能性もあります。昨今、国・奈良県より南海トラフ巨大地震の危険性も発表されています。前回の東南海地震・南海地震から長い時間が経過しており、近い将来にこれらの地震が発生するおそれがある。



中央防災会議が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震（陸側）の最悪のケースでは、本市の北西半分が震度6強、それ以外の地域は震度6弱に見舞われ、大きな被害が発生するといわれる震度6強以上の地域は、奈良盆地東縁断層より広範囲となる見込みである。



特に被害の大きいと見込まれる地域は、耳成駅、大和八木駅、畠傍駅、新ノ口駅、真菅駅周辺で、これらの地域を中心として全壊・半壊合わせて 4,200 棟以上が全壊・半壊大きな被害を受け、1 万 8 千棟近い建物に何らかの被害が発生する可能性がある。また、家屋の倒壊による死者は、市北部において 300 名となる見込みである。



<檜原市地域防災計画より引用>

このことから、被害が、広範囲に及ぶ可能性があることから、仮に市内の直接的な被害が小さくても、ライフラインの喪失やサプライチェーンの断絶など事業活動への影響を想定しておく必要がある。

#### (感染症)

感染症は、病原体が人の体内にから人へ入ることで引き起こされる疾患で、人から人へ、また人以外から空気感染・接触感染・飛沫観戦などによりうつる病である。人への健康被害が大きく、また被害は国内全域や全世界的に広がりやすい特徴がある。当会業務においても、感染者が全国各地で発生した場合、人ととの接触自体がリスクになることから、人の移動の制限などにより、事業の継続に支障をきたす可能性がある。

## (2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス活動調査）

市内の事業者数は、農林漁業、公務を除き、4,369事業所である。平成28年の同調査に比べ107事業所減となっている。

産業分類でみると、卸売業・小売業が1,127と最も多く、宿泊業・飲食サービス業463、医療・福祉442、不動産・物品賃貸業409、生活関連サービス業・娯楽業375、製造業295と続いている。

市内の小規模企業者数は、3,233事業所である。

業種	事業者数	うち小規模事業者数	備考
卸売業・小売業	1,127	616	
宿泊・飲食サービス業	463	234	
医療・福祉	442	354	
不動産・物品賃貸業	409	361	
生活関連サービス業等	375	281	
製造業	295	258	
その他	1,258	1,129	

## (3) これまでの取組

### ①市の取組

- ・権原市地域防災計画の策定
- ・権原市業務継続計画の策定
- ・防災訓練の実施、防災教育の推進
- ・自主防災組織の育成
- ・公共施設の耐震化と住宅等の耐震化促進
- ・民間企業等との防災協定の締結
- ・災害備蓄品の確保
- ・感染症対策（コロナ）など

### ②会議所の取組

- ・宮崎商工会議所との「大規模地震等災害時における業務の支援に係る職員派遣についての協定」を締結
- ・事業者の事業継続計画（B C P）に関する国等の施策の情報提供
- ・損保会社との連携による事業継続力強化計画策定申請支援実施  
※事業者向けセミナー等
- ・損害保険の加入
- ・損害保険会社と連携したビジネス総合保険の加入促進  
※ビジネス総合保険の周知（広報誌・パンフレット案内・事業者向けメール発信）
- ・新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口開設（R2年1月～R5年5月）
- ・防災備蓄品（懐中電灯、非常食等）備蓄
- ・防災訓練への参加

## II 課題

### (1) 事業者の防災・減災対策について

小規模企業白書によると、自身の加入している損害保険・共済についての補償内容の把握をおこなっている中小企業・小規模事業者が3割以下となっている。従業員規模が小さい事業者ほどBCP計画や事業継続力強化計画の策定及び認知率も低い。（従業員20人以下の事業所においてはBCP計画策定3%）当区域内においても防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことやノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からずの事業者が多い状況である。

### (2) 会議所の支援体制について

会議所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者の事業継続力強化計画、BCP計画策定など、防災・減災に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が不十分である。

災害による被害を最小限にとどめるためには、各事業者が、起こりうる災害を想定し、事前の減災対策を進めることが必要である。

しかし、海岸や山岳地域を持たず、近年大きな災害が発生していない権原市は、「災害の少ない安全な地域である。」と、市民の間で広く認識されている。

まずは、災害とその対策について、正しい知識の普及が求められる。

現状では、事業者の事業継続力強化計画やBCP計画策定、自然災害の発生時における取り組みについて市と会議所で検討しているものの、明確かつ具体的な取り決めがなく、協力体制・行動計画は整備されていない。平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいらないのが課題である。

## III 目標

上記の課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおりとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対し、災害リスクや事前対策の必要性を周知することにより、事業継続力強化計画・BCP計画策定の重要性を認識させ、策定促進する。
  - 防災・減災対策セミナー（事業継続力策定支援セミナー）の開催。
  - 事業継続力強化計画策定支援の実施。
- (2) 地区内小規模事業者に対し、緊急災害後の事業休業のリスクを回避し、事業継続するための、「ビジネス総合保険」の必要性を認識させ、ビジネス総合保険への加入を促進する。
- (3) 発災時における連絡を円滑に行うため、市と会議所との被害情報等の情報共有できる体制を構築する。
- (4) 発災後の速やかな復興支援策が行えるように、市・会議所・金融機関等の連携体制を平時から構築する。

### ※その他事項

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

市と会議所における役割分担を整理し、連携して以下の事業を行う。

#### <1. 事前の対策>

##### ① 小規模事業者に対する災害リスク、事前対策の周知

- ・市及び会議所の広報誌、ホームページ、会議所経営指導員等による巡回指導等において自然災害のリスク、対策の必要性、国等の施策を紹介する。
- ・BCPの作成など事業者の事業継続力強化に関する普及啓発セミナーを開催。
- ・BCPの作成を行う事業者に対し、専門家によるアドバイスを実施。  
※専門家アドバイス支援の実施。
- ・ビジネス総合保険の周知。

##### ② 商工会議所の事業継続計画の策定

- ・当所は、事業継続計画を策定しており、危機管理に備えている。

##### ③ 宮崎商工会議所との連携体制の充実

- ・会議所では、定期的に宮崎商工会議所との間で相互訪問を行い、顔の見える関係を構築する。また、緊急時における連絡体制等の確認を行う。

##### ④ その他関係団体との連携

- ・損害保険会社が実施するセミナーの周知及び損害保険の周知。
- ・市内金融機関と発災時における緊急融資制度についての情報共有し、小規模事業者へ速やかな情報発信と周知。
- ・関係機関への普及啓発と周知依頼。

##### ⑤ フォローアップ

- ・事業者の事業継続力強化計画・BCP計画を作成した小規模事業者に対し、計画の取組み状況を確認するとともに、情報提供を行い、適宜アドバイスを行う。
- ・市と会議所による意見交換と情報共有をしながら、改善点等の協議を行う。

##### ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

災害時発生時と仮定し、市と会議所との連絡系統や避難場所等の確認を行う。  
訓練は必要に応じ実施。

## <2. 発災後の応急対策>

自然災害発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を市と会議所で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、奈良県や橿原市における感染症対策本部設置に基づき会議所による感染症対策を行う。

### 【会議所の応急対策】

- ・会議所職員は、市や気象台等から発せられる情報を踏まえ、避難行動をとるなど、まずは自身の身の安全の確保を図る。
- ・自然災害発生時には、専務理事、理事、事務局長が、会議所職員の安否確認を行い、業務従事の可否、被害状況等を把握する。
- ・会議所職員は、市や気象台等からの情報に加え、職員自身の目視等により、職員自身の安全を確保した上で出勤する。
- ・会議所は、FAX、メール等により、会員事業者等の被害状況を収集する。

### ② 応急対策の方針決定

- ・市と会議所は、被害状況に応じた応急対策の方針を協議し決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

### <被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、市と会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1ヶ月以内	1日に1回共有する
2ヶ月以内	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1ヶ月に1回共有する

- ・感染症が流行した場合は、必要な情報取集と把握し、会議所職員は、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

### ③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・会議所は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・市と会議所が共有した情報を、県の指定する方法にて市又は会議所より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、市と会議所が共有した情報を県の指定する方法にて市又は会議所より県へ報告する。

### ④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と会議所で相談し決定する。  
※会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所（市施設又は会議所）において設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、市と会議所が相談し、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

### ⑤ 地区内小規模事業者等に対する支援

- ・国や県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、市災害対策本部と調整する。また、会議所は、宮崎商工会議所に対し、協定に基づく職員の派遣を要請する。（宮崎市が被災している場合を除く。）

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

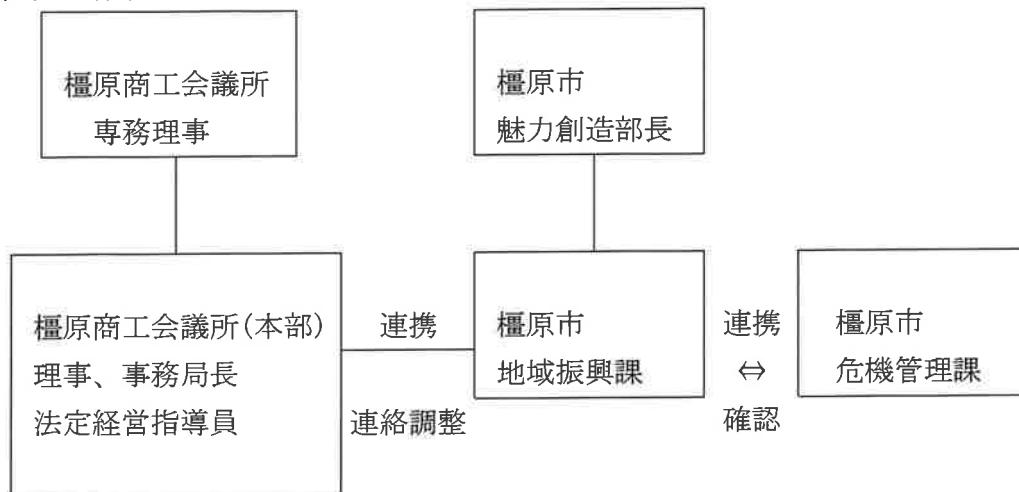
(別表2)

事業継続力強化支援計画の実施体制

事業継続力強化支援計画の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する  
経営指導員による情報の提供及び助言に関する実施体制

① 当該経営指導員の氏名及び連絡先

氏 名 山本 尚 (連絡先 後述(3)①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段等)

- 巡回指導時やセミナー開催時に、必要な情報提供、助言、専門家の紹介等を実施（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 橿原商工会議所

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652-2  
TEL 0744-28-4400  
FAX 0744-28-4430  
E-mail info@kashihara-cci.or.jp

② 橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18  
TEL 0744-21-1117  
FAX 0744-26-2641  
E-mail chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、補助金収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。